

# 現代經濟法入門

信兒 昭襄 宗谷 丹厚 編

《現代法双書》

法律文化社

# 現代經濟法入門

丹 宗 昭 信  
厚 谷 襄 兎 編

現代法双書

法律文化社

〈検印省略〉

現代法双書

1981・12・20 発行

現代経済法入門

定価 2000 円

編者 丹 宗 昭 信  
厚 谷 襄 児  
発行者 柴 田 穰

発行所 株式会社 法律文化社

(〒603) 京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町71  
振替 京都 10617 電話 075-791-7131

© 1981 A. Tansou, J. Atsuya, Printed In Japan  
内外印刷株式会社・池田製本所

3032—201090—7729

## は し が き

「現代経済法入門」と銘打った本は多くない筈である。本書が「現代経済法」入門たる点を若干述べておきたい。今日、経済法についての考え方はいろいろあり、加えて「現代経済法」の内容をどのように把握するかについては、さらに見解のわかれるところである。しかしながら、敗戦後の経済法（学）が、多かれ少なかれ独占禁止法を中心とした経済法であることについては、経済法学界での共通の了解事項とみてよい。さような点を踏まえて、本書は、一応経済法を競争（政策に関連する）法↓市場法という観点にたつて体系化を試みた入門書である。

ところで、本書で競争法という場合の競争概念について少しコメントしておきたい。というのは、日本では「競争」という言葉は、今日なお一八世紀的弱肉強食の競争を意味するものとして受けとられがちであるが、競争（秩序維持）法としての反トラスト法は、むしろ弱肉強食の野放しの競争に対する抑制原理として、公正かつ自由な「競争（維持）」を原理とするものとして誕生した法である。そのことが理解されていないため、時々、経済法に対する誤解や偏見が見出される。しかし資本主義経済を前提とする限り、日本経済のより健全な運営のためには、市場機構の上にたつ公正か

つ自由な競争原理による運営に一層の価値が認められるべきであろう。何故なら、かような公正かつ自由な競争の論理は、既存の経済法制や産業法制に対して、次のような批判的観点を提供するからである。

まず第一に、伝統的経済（統制）法たるカルテル助長法に対して、競争（維持）法は否定的立場にたつ。第二に、日本の伝統的産業政策が産業保護政策——補助金や奨励金のような給付的形態のものであるか、カルテル助長的形態のものであるかを問わず——であったのに対し、競争法は批判的観点を提供する。第三に、公益事業のごとき規制産業や国鉄のごとき公企業に対しても、競争法の論理は、効率性の観点と共に、それらの規制の合理的妥当性に対して、消費者保護の観点から一定の批判を提示する。第四に、競争法の論理は、今日外国為替法や外国貿易管理法についても基本原則とされるに至っている。今日、日本は、アメリカ、ECその他の諸国と貿易摩擦を生じているが、競争法の原理は、それに対して一定の回答を与えうる筈である。

以上のような意味で、本書は、現代経済問題に対して、競争法的観点から一定の光をあてうることが期待されている。

つぎに、各章の構成と性格を簡単に説明しておきたい。

第一章は、経済法総論で、本書の基礎理論ともいうべきものである。執筆者により多少観点が違っているところもあり、多少調整はしたものの、編者のいうような競争法の体系として、必ずしも十分一貫しているとはいえない点もある。経済法学界の理論状況が、前述したような状況にある以上、多数の執筆者による構成が、一定限度の不一致をもたすことは止むを得ないところである。

読者の注意深い学習によって、経済法理論の多様さの中から妥当な見解を探りあてる訓練の材料とされることを期待したい。

第二章では、独占禁止法の要点がコンパクトに解説されている。独占禁止法上の各問題点についての理論展開の背後には、各執筆者の独自の見解が蔵されていることを考えて、注意深く勉強していただきたいと思います。

第三章では、今日の経済の中で、競争法的観点から問題とされている課題の解明がなされている。競争法的観点からの応用編とでもいうべきものである。

第四章では、国際経済法が現代経済法体系の一部分として取り入れられている。本書の特徴の一つである。今日、世界の資本主義諸国の経済は、一応競争法の上になたて運営されているといえよう。アメリカ、西ドイツ、EC始めカナダ、オーストラリア、ASEAN諸国も独占禁止法ないし独占禁止規定を所有している。さらに、EC、UNCTAD、GATT等の国際的機構においても、国際取引における国際的競争制限の規制が、重要な現代的課題となっている。読者の国際的な経済法的課題への視野の拡大に役立てば幸いである。

なお、学生諸君が各節を一步立入って検討しようとする場合には、各章節毎に各執筆担当者に主要参考文献を挙げていただいた。

本書の出版に当って、経済法学界や公取委の第一線でお仕事をなさっておられる多忙な執筆の方々が快く御協力下さったことに厚くお礼を申し上げます。

最後に、本書の編集出版に当たっていただいた法律文化社、なかでも編集部岡村勉氏には大変御

苦勞をおかけしたことに對し心からお礼を申し述べる次第である。

昭和五十六年十一月一日

編  
者

# 目次

はしがき

## 第一章 現代経済法総論

### 1 経済法の概念

緒説(三)

#### (1) 第二次大戦終了前までの情況

ドイツの経済法概念(四) 日本の経済法概念(六)

#### (2) 戦後日本の経済法学説と競争秩序維持法

経済法学説(八) 経済法の範囲(二二) 競争(秩序維持)法と

しての経済法概念の今日的意義(二三)

### 2 経済法の生成と発展

#### (1) 序説

#### (2) アメリカにおける反トラスト法の歴史

一九世紀後半から一九三〇年頃まで(二五)

一九三〇年頃から一



九三八年まで (一九)      一九三八年以降 (三)  
 法の性格 (四)

(3) ドイツにおける経済法の歴史……………二五

一九世紀後半から一九三〇年頃まで (五)  
 二次大戦まで (二七)      第二次大戦後の競争制限禁止法の制定と運用 (二八)  
 西ドイツの経済法の性格 (三二)

(4) わが国における経済法の歴史……………三三

戦前資本主義と経済法 (三三)      戦後経済改革と経済法改革 (四一)  
 戦後経済法の確立 (三七)      戦後経済法の完成 (四二)      戦後経済法の再編 (四五)

3 経済法の性格および隣接諸法との関連……………四六

(1) 経済法の性格……………四六

経済法の市場法的性格 (四八)      経済法の社会的性格 (五三)

(2) 隣接諸法との関連……………五七

現代憲法と経済法との関連 (五七)      現代行政法と経済法の関連 (六三)  
 現代民法と経済法の関連 (六四)      現代商法と経済法の関連 (六六)

4 現代経済法の体系……………六九

(1) 経済法の体系についての諸見解……………七〇

|     |                                 |                      |
|-----|---------------------------------|----------------------|
|     | 概念と体系との関連 (六九)                  | 学説の対立 (六九)           |
| (2) | 体系化の実態的基礎と基準                    | 七三                   |
|     | 事実的概念から法概念へ (七三)                | 経済の実態を基礎とした概念構成 (七三) |
|     | 各説の基礎にある実態把握 (七四)               | 体系化のための基準 (七五)       |
| (3) | 経済法の体系                          | 七六                   |
|     | 経済法の外延と内包 (七六)                  | 経済秩序法 (七九)           |
|     |                                 | 経済規制法 (八〇)           |
|     | 第二章 現代経済法の中核としての独占禁止法           | 八三                   |
| 1   | 独占禁止法の地位                        | 八三                   |
| (1) | 独占禁止法の性格と目的                     | 八三                   |
|     | 主要経済法学説における独占禁止法の性格づけ (八三)      |                      |
| (2) | 独占禁止法の目的                        | 八六                   |
|     | 目的規定の意義と規制の対象 (八六)              | 行為規制主義と構造規制主義 (八七)   |
|     | 公正かつ自由な競争の促進 (八七)               | 寡占的市場構造と有効競争 (八八)    |
|     | 究極の目的 (八九)                      |                      |
| (3) | 独占禁止法の体系                        | 九〇                   |
|     | 独占禁止法と関連法律—独占禁止法の補完法と適用除外法 (九〇) |                      |

## 実体規定の概要(九二)

### 2 競争制限規制法

- (1) 競争制限行為の規制.....九三
  - 競争制限規制の目的(九三) 規制の体系(九四)
- (2) 私的独占の禁止.....九五
  - 私的独占の定義(九五) 排除行為(九五) 支配行為(九七)
  - 競争の実質的制限(九六) 一定の取引分野(九六) 公共の利益(一〇〇)
  - 排除措置(一〇一)
- (3) 不当な取引制限の禁止.....一〇一
  - 不当な取引制限の定義(一〇三) 相互拘束(一〇三) 行為の共同性(一〇四) 意思の連絡の立証(一〇五) 対市場効果(一〇六)
  - 排除措置(一〇九)
- (4) 事業者団体の規制.....一一三
  - 規制の目的(一二三) 事業者団体の概念と行為(一二三) 事業者団体の禁止行為(一二四)
- (5) 同調的値上げの報告.....一二五
  - 報告制度の立法趣旨(一二五) 同調的値上げの要件(一二六) 報告・公表の内容(一二七)

### 3 構造的規制法……………二八

#### (1) 構造的規制の意義と類型……………二八

構造的規制の意義と必要性 (二八) 一般集中と市場集中 (二九)  
 集中の二つの類型と独禁法との関連 (二九) わが国の集中状況  
 (二九) 企業集団規制と市場構造規制 (三三)

#### (2) 構造的規制の歴史的展開……………三三

占領政策としての経済民主化 (三三) 財閥の解体 (三三) 過  
 度経済力集中の排除 (三三) 原始独禁法の構造的規制 (三三)  
 昭和二十四年、二八年の改正 (三四) 昭和五二年改正 (三四)

#### (3) 企業集団規制……………三六

企業集団規制の意義 (三六) 持株会社の禁止 (三七) 大規模  
 事業会社の株式保有の制限 (三六) 金融会社の株式保有の制限  
 (三九)

#### (4) 市場構造規制……………三〇

市場構造規制の意義 (三〇) 企業集中規制 (三一) 企業集中  
 の形態 (三一) 独占的狀態の規制 (三七)

### 4 公正競争阻害の規制……………一五

#### (1) 不公正な競争方法の規制……………一五

|                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| 不正な取引方法の意義および性格 (二三) | 不当な差別的取扱             |
| (二四)                 | 不当な排他条件付取引 (二四七)     |
| 引 (二五)               | 不当な拘束条件付取            |
|                      | 取引上の優越的地位の不当利用 (二五五) |
| (2) 不当な競争手段の規制       | .....                |
| ダンピングの規制 (二五)        | 懸賞付・景品付販売 (二五七)      |
| 表示の規制 (二六)           | 不正競争防止法による規制 (二六五)   |
|                      | 不当                   |
|                      | .....                |
|                      | 二五                   |

|            |       |
|------------|-------|
| 5 組織・手続・刑罰 | ..... |
|            | 二七    |

|                    |       |
|--------------------|-------|
| (1) 公正取引委員会と事件処理手続 | ..... |
|                    | 二七    |

|                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| 独占禁止法の施行機関 (二六七) | 公正取引委員会の権限 (二六八)      |
| 違反事件の端緒と審査 (二六九) | 行政的規制としての排除措置命        |
| 令 (二七〇)          | カルテル規制と課徴金制度の新設 (二七一) |
| (2) 審決取消訴訟と損害賠償  | .....                 |
|                  | 二七                    |

|                     |                  |
|---------------------|------------------|
| 審決取消訴訟と原告適格 (二七二)   | 実質的証拠の法則 (二七三)   |
| 独禁法による無過失賠償責任 (二七四) | 民法上の損害賠償請求 (二七五) |
| 損害額の立証と問題点 (二七五)    |                  |
| (3) 刑事責任            | .....            |
|                     | 二七               |

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 独禁法違反と罰則 (二七七) | 刑事責任と専属告発 (二七八) |
|----------------|-----------------|

|          |       |
|----------|-------|
| 6 適用除外制度 | ..... |
|          | 二九    |

|     |                                                         |    |
|-----|---------------------------------------------------------|----|
| (1) | 適用除外制度の概要……………                                          | 一七 |
| (2) | 適用除外の種類(一七)<br>不況カルテル……………                              | 一八 |
| (3) | 不況カルテルの狙い(一八)<br>件(一九)<br>不況カルテルの内容(二〇)<br>事業協同組合……………  | 二〇 |
|     | 事業者団体としての協同組合の適用除外(二〇)<br>の協同組合の適用除外(二一)<br>事業者として…………… | 二一 |
| 1   | 政府規制制度……………                                             | 二二 |
| (1) | 政府規制制度の意義と類型……………                                       | 二二 |
| (2) | 政府規制制度の意義と類型(二二)<br>公共事業……………                           | 二三 |
| (3) | 公共事業に対する規制(二三)<br>料金規制(二四)<br>規制事業……………                 | 二四 |
| (4) | 規制事業の種類(二四)<br>規制の態様(二五)<br>政府規制制度と営業の自由……………           | 二五 |

營業自由の保障 (一九五) 精神的自由の規制と經濟的自由の規制

(一九五)

## (5) 独占禁止法と政府規制制度との交錯……………一九六

公共事業の適用除外 (一九六) 規制事業と独占禁止との關係 (一九七)

規制事業に対する独占禁止法の適用除外 (一九八) 行政指導と独

占禁止法の關係 (一九九) 政府規制制度の見直し (二〇〇)

## 2 流通問題……………二〇一

### (1) 流通の課題と視点……………二〇一

流通の課題—流通系列化 (二〇一) 流通系列化の定義と視点 (二〇三)

### (2) 流通系列化のメリット、デメリットと手段……………二〇五

流通系列化のメリット (二〇五) 流通系列化のデメリット (二〇六)

流通系列化の手段 (二〇七)

### (3) 流通系列化と独占禁止法……………二〇八

流通系列化と公正競争阻害性 (二〇九) 公正競争阻害性の判断基

準 (三一) ブランド間競争とブランド内競争 (三一)

## 3 大企業と中小企業……………二一四

現代資本主義と中小企業問題 (二一四) 中小企業政策と中小企業

法制の歴史的展開 (二一五) 現代の中小企業法制をめぐる若干の

論点 (三二)

|              |    |
|--------------|----|
| 4 工業所有権と取引制限 | 三五 |
|--------------|----|

|              |    |
|--------------|----|
| (1) 特許権と取引制限 | 三五 |
|--------------|----|

特許制度と競争 (三三三) 独占禁止法二三条の意義 (三八) ラ

イセンスに含まれる競争制限条項の違法性 (三〇〇) 特許品の並行

輸入 (三三六)

|                        |    |
|------------------------|----|
| (2) 実用新案権・意匠権・商標権と取引制限 | 三六 |
|------------------------|----|

実用新案権 (三三六) 意匠権 (三七) 商標権 (三八)

|             |    |
|-------------|----|
| 第四章 現代国際経済法 | 三九 |
|-------------|----|

|              |    |
|--------------|----|
| 1 現代国際経済法の概要 | 三九 |
|--------------|----|

|              |    |
|--------------|----|
| (1) 国際経済法の理論 | 三九 |
|--------------|----|

国際経済法の意義 (三三六) 二つの接近方法 (四二) 若干の現

代的問題—むすびにかえて (三三六)

|              |    |
|--------------|----|
| (2) 国際経済法の組織 | 四二 |
|--------------|----|

国際的取引制限に対する二種類の規制 (四二) 国際機関による世

界的規模での規制構想の展開 (四二) 国際機関による地域的規模

での規制 (四二) 国際機関を通じての先進国間の協力 (四二)



二国間条約による規制と協力 (二五四)

## 2 国際経済法の動向

—— ケース・スタディー ——

ケース・スタディ米国の輸入制限 (二五六) 米国の輸入制限法 (エ

スケープクローズ) (二五六) エスケープクローズ適用の主要事例

(二五六) 通商法の手続および被害認定手続を経ないオーダーマ

ーケティングの事例 (二七〇)

## 3 経済法の域外適用

### (1) 国際契約・協定の規制

国際的取引制限の探知源としての国際契約・協定の届出制 (二六〇)

国際契約・協定の規制上の問題点 (二九〇)

### (2) 域外適用の法理

経済法の域外適用の必要性 (二九四) 経済法の域外適用を根拠づけ

る国際管轄権原理 (二九六) 諸国における域外適用の実態 (二九八)

域外適用される国の反撥 (対抗立法) (三〇四)

## 参考文献

二五六

二六六

二六六

二九四

三〇七